目 次

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正 訓

○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 する訓令

告

○平成二十五年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件 ○土地改良法により換地処分をした件

島

○国土調査として指定した件

○道路の供用を開始する件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十四件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

公

福島県公安委員会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件

部を改正する件

○有料道路「福島空港道路」

の料金の額及び徴収期間を公告する件の

訓 令

福島県訓令第三号

出本

先 庁 機機 関関

うに定める。 平成二十六年三月十八日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のよ

平

号)の一部を次のように改正する。 「同法第九条」を「同条」に改める。 第十三条中「又は」の下に「農林水産部農業支援総室農業振興課若しくは」を加え、 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程 (平成十年福島県訓令第1 十四四

この訓令は、 平成二十六年四月一日から施行する

入

事

課

福島県訓令第四

平成二十六年三月十八日、中成二十六年三月十八日、日本の一部を改正する訓令を次のように定める。、職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。というでは、「大きのように関

亖

<u>=</u> =

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 職員に対する被服の支給等に関する規程 (昭和三十五年福島県訓令第二十五号) 0)

別表第一文書の印刷又は製本作業に従事する職員の項中 年 年

業上衣とする

女子職員にあつて

は作 を 年

年

に改め、 同表農林事務所 (農業普及所

及び大柿ダム管理事務所に限る。)又は病害虫防除所に勤務する技術職員の項中 大柿ダム管理事務所」を「、 大柿ダム管理事務所及び富岡林業指導所」 に改め、 同表水

産事務所に勤務し、 改良普及業務に従事する技術職員の項中

年

女子職員を除く

福

用用用監視調査用

ゴム手袋」 京 報 報 衣

に改め、

繕工事用

防寒服」

を

営繕工事用

ゴム手袋」 根 護 帽

を

「環境衛生検査用 ゴム手袋」に改め、同表土木部建築総室の項中

ゴム手袋

二年 年 女子職員にあつ 業上衣とする。

ては作 を 三年年 年 に改め、 同表農林事務所(農村整備

の下に「及び森林林業部」を加える。 部に限る。)に勤務し、用地又は換地の業務に従事する事務職員の項中「農村整備部

別表第二企画調整部文化スポーツ局の項の次に次のように加える。

生活環境部生活環境総室

環境教育用 環境教育用

作作 ゴム長ぐつ 業 業

服帽

自然保護

別表第二生活環境部環境共生総室の項中「自然保護監視調査用 雨衣」を 「環境衛生検査用 公害調査 公害調査

同表生活環境部環境保全総室の項中 公害調査用 公害調査用

公害調査用

復興公営住宅整備工事現地調査用復興公営住宅整備工事現地調査用 に改め、

同表港湾

「施設管理用

を 施設管理用 施設管理用 ゴ作作保作作防 業業 展 服 服 服帽帽

に改める。

大豆

ふくいぶき

水稲合計

あやこがね

大豆合計

施設管理用

附 則 建設事務所の項中

施設管理用「施設管理用

作業帽 作業服

この訓令は、 平成二十六年四月一日から施行する

(職員業務課)

原種の配付価格

単位

告

示

福島県告示第百四十七号

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管 六年三月十八日から同年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一

平成二十六年三月十八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字児子塚四十二 福島県知事

二番地六ほか

佐

藤

雄

平

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十八号

平成二十五年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。 平成二十六年三月十八日

福島県知事

佐 藤

雄

平

(単 位

種類 原種の配付数量

ひとめぼれ コシヒカリ

五、三 五 二 〇五六

あきたこまち 天のつぶ 三六〇

六四〇 四 四八八

まいひめ

チョニシキ

六四〇 三六

こがねもち 夢の香 たかねみのり

六六〇

価格 (消費税及び地方消費税を除く。

大 水 豆 稲 キログラム キログラム

三二九円

(水田畑作課

福島県告示第百四十九号

して平成二十六年三月十一日次のとおり指定した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、 平成二十六年三月十八日 国土調査と

福島県知事

佐

藤

雄

平

調査を行う者の名称 会津若松市

調査地域

会津若松市湊町大字共和の一部

調査期間

=

報

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百五十号

県

平成二十六年二月二十四日長峰地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農地管理課)

福島県告示第百五十一号

福

島

課及び福島県県南建設事務所で平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 平成二十六年三月十八日 項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 佐 藤 雄 平

停車場線	路 線 名
先まで 同 市大工町七二番地 同 市大工町七二番地	回
変更前	の変変 別更更 後前
A 三 元 · · ·	(メートル)敷 地 の 幅 員
三 〇 七 五	(メートル) 長

127

地 先まで 日前 市大 まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大き	三地先から	地 先 市 手 で チャラ
地先まで 地先まで 市手代町五二番地 お手代町五二番地	地先から河市郭内二三二番九	先まで 「市手代町五二番一」 「から」
	変更後	
В	A	В
三 九 · ○ ○ 「	三九・〇~	三 九 ・ 〇 く
二 一 七 〇	二 〇七 五	二 七 〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十二号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建 設事務所で平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

見道白	路
	線
線	名
同 白 河	供
市 市	用
手代町五1	開
	始
番地先	の
先まで	区
で	間
平成二六年三月二三日	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第百五十三号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月五日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十六年三月十八日

福島県知事 藤 雄

平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所 平

小泉 清一 氏名又は名称

住所

清

南相馬市原町区本 町二丁目五八番地

三一年三月三一日まで

(出納総務課)

大河原

精

県

佐藤 重義

相馬市中村字大町住所

三四番地

三一年三月三一日まで

福島県告示第百五十四号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月七日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

佐

藤

雄

平

岩瀬郡鏡石町不時 平成二六年四月一日から平成

沼二三四番地 三一年三月三一日まで

(出納総務課)

住所地に同じ

売りさばきの場所

福島県告示第百五十五号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十二日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により -成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所 平

(出納総務課)

福島県告示第百五十六号

島

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十三日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により -成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所

合資会社錦尚 氏名又は名称

住所

相馬市中村字大手

先九番地

年三月三一日まで

(出納総務課)

福島県告示第百五十七号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十四日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 同組合 双葉郡大熊町下野 上字大野三九八番 平成二六年四月一日 指定の有効期間 年三月三一日まで から平成 福島県知事 双葉郡川内村大字上 川内字町分一〇六番 売りさばきの場所 佐 藤 雄

地

地

(出納総務課)

福島県告示第百五十八号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十七日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

安全協会 会 石川地区交通 会 石川郡石川町字長 久保一八五番地の 住所 三一年三月三一日まで 平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所

勝 長 安全協会 清

福島県告示第百五十九号

(出納総務課)

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十九日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十六年三月十八日

株式会社まる 郡山市堂前町九番 住所 平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所

福島県知事

佐

藤

雄

平

須賀川市八幡町 三号 同 三一年三月三一日まで

同

須賀川地区交 通安全協会 九番地の七

会長 美昭 草野

商店 南会津郡南会津町 同

六八番地 田島字東町甲二八

同

出納総務課

平

相馬地区食品氏名又は名称

住所

南相馬市原町区錦

福島県生示第百六十号 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十日次のとおり指定した。 平成二十六年三月十八日 (昭和三十九年福島県条例第九十号) 第六条第一項の規定により

福島県知事 藤 雄 平

平成二六年四月 指定の有効期間 日 から平成 住所地に同じ 売りさばきの場所

会長 誓之助

齊藤

番地

交通安全協会 いわき東地区

小名字御代坂一九

いわき市小名浜岡

同

五郎 会長

室井

区交通安全協いわき常磐地

町大平一六番地の

阿藤会部。

久男 会長

佐

正征

衛生協会会衛生協会会会 長 高野 福島県告示第百六十一号 泰 番地 町 小浜字中央五八三 双葉郡富岡町大字 一丁目三〇番地 三一年三月三一日まで 同 同

(出納総務課

鈴木 清 氏名又は名称

相馬市中村字大手住所

平成二六年四月一日から平成

住所地に同じ

出納総務

課

売りさばきの場所

指定の有効期間

福島県知事

佐

藤

雄

平

三一年三月三一日まで

先四三番地

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十四日次のとおり指定した。

平成二十六年三月十八日

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十一日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

交通安全協会 いわき南地区 氏名又は名称 町一丁目六番地の いわき市植田町南 住所 三一年三月三一日まで 平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所

同

いわき市常磐関船 同

同

わき市常磐湯本 同

同

同

いわき市母子 いわき市平字梅本 町吹谷八三番地 同

会長 寡婦福祉会 番地

柴田 通子 いわき市四倉町字

同

同

横田

七西三丁目六番地の

(出納総務課

小櫻

福島県告示第百六十二号

129

福島県収入証紙条例 (昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県告示第百六十三号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十五日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により

平成二十六年三月十八日

福島県知事

南会津公衆衛 氏名又は名称 生協会 会長 田島字天道沢甲二 住所 南会津郡南会津町 三一年三月三一日まで 平成二六年四月一日から平成 指定の有効期間 住所地に同じ 売りさばきの場所 佐藤雄平

渡部 会津みなみ農 佳弘 南会津郡南会津町 五四二番地の二 同

業協同組合 田島字行司七六番

会津みなみ農 同 地

業協同組合

同

町字居平一八番地 南会津郡南会津町古

口字村下一五六五番南会津郡南会津町山

(出納総務課)

福島県告示第百六十四号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十六日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により 平成二十六年三月十八日

有限会社成光氏名又は名称 郡山市大槻町字新 池下五六番地の五 三一年三月三一日まで 平成二六年四月一日から平成

住所

指定の有効期間

福島県知事

佐 藤

雄

平

丹治 郎 郡山市並木一丁目 同

恵 目四六番地 白河市新白河 一三番地の七 亍 同

安全協会 会 白河市昭和町二 六番地の二 同

> 原四〇番地 郡山市富田町字稲 Ш

住所地に同じ

売りさばきの場所

白河市白坂 里段六

番地二三六 住所地に同じ

	平成26年 3	3 月18日	火曜日	福	島	県	報	第2573号	130
山口 謙太郎	会長 荒川 通安全協会 喜多方地区交	瀬野静子	雄長安岩	武藤 守弘	長 加藤 道	鈴木 正晃 組合 組合長	トライフサポーライフサポー 民名又は名称	平成二十六年三月福島県告示第百六十五福島県内入証紙条例	金子 冶雄 輝
府根字畑ケ田三六喜多方市塩川町小	番地の一〇 高額字宮越五三七 高額字宮越五三七 の二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	喜多方市字一丁目丁目一番三号	二四八番地	丁目二番二六号会津若松市中央一	七番四〇号	七五号 福島市杉妻町五番	丁目九番八号会津若松市大町一	平成二十六年三月十八日島県収入証紙の売りさばき人に福島県収入証紙条例(昭和三十島県告示第百六十五号	白河市本町八番地番地
	同	同 同	-	同	同	同	三一年三月三一日まで平成二六年四月一日か指定の有効期間	平成二十六年三月十八日島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十八日次の島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一島県告示第百六十五号	旧 同
同	住所地に同じ六三六番地	喜多方市字一丁目四] 同	同	住所地に同じ	番五号	番地 字鶴賀字上居合九〇 字鶴賀字上居合九〇 字鶴賀字上居合九〇	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同 同
有限会社角田 金悦	油井 キク 温安全協会	氏名又は名称	福島県牧入証福島県牧入証		若林 豊次	渡部 タミ子	会	猪苗代地区交 通安全協会 会長 鈴木 榮太郎 有限会社近江	鈴 木 八 朗
福島市飯坂町平野	字江合二番地八福島市飯坂町平野号	月十八月日	・1371・17・18・18・18・18・18・18・18・18・18・18・18・18・18・	番地川口字上町六五八	大沼郡金山町大字番地 (東田字中丸二四四	大沼郡金山町大字 番地 字高田甲二七六八	大沼郡会津美里町が戸田の一番の一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、	梨木西一○○番一型沼郡会津坂下町河沼郡会津坂下町河沼郡会津坂下町	敷二一八三番地字大塩字下六郎屋耶麻郡北塩原村大
同	7 同 三一年三月三一日まで 三一年三月三一日まで	指定の有効期間	こて平成二十六年三年福島県条例第九-		同	同	同 同	同 同	同
间	住所地に同じ	売りさばきの場所福島県知事 佐 藤 雄 平	- 1375年11年12年12日として平成二十六年三月四日次のとおり指定した。 証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、 第百六十六号	(出納総務課)	间	间	同 同	同同	同

同 同

同

住所地に同じ

同

同

同

同

同

(出納総務課)

次のとおり公告する。

福島県知事

佐 藤

雄 平

福 島県公安委員

三 代表者の氏名 特定非営利活動法人教育・雇用研究機構

福島市杉妻町二番

組合

組合長

七五号

鈴木

正晃

福島県庁消費

福島市杉妻町五番字明神町二一番地

四 <u>Ŧ</u>i. 主たる事務所の所在地

体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対して雇用問題解当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団 希望を持って就業する事が出来る活力ある社会の構築を目指すことを目的とする。 を提供する場の実現、雇用問題の解決などに貢献し、若者が夢を持って将来を描き、 事業及び共働・連携事業を行うことによって、教育環境や社会環境の整備、社会教育 決を最終目標とする社会教育環境の充実の為の人材育成と周辺教育環境整備への支援 定款に記載された目的福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木百六十三番地

(文化振興課)

福島県公安委員会告示第33号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成26年3月18日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
株式会社 県南自動 車学校	福島県白河市東釜 子字古峯内98番地	穂 積 功久	県 南 自 動 車 学 校	福島県白河市東釜 子字古峯内98番地

2 特定講習の種別

取消処分者講習

3 指定年月日

平成26年3月6日

(運転免許課)

八七〇					車		大		特
<u> </u>					車		型		大
11140					車		型		中
11 1 0					車		通		普
二五〇					等	車	動	自	軽
単位円)	額(通行一回当たり	Ø	金	料	類	種	の	両	車

一 料金の額 一の備考以外の部分を次のように改める。

有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件福島県道路公社公告第一号

道路公社公告第二号)の一部を次のように変更し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十八日

報

雑

リサイクル適性(例) この印刷物は、印刷用の紙へ

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 印刷所 株式会社 第 一 印 刷

(平成十三年福島県

福島県道路公社 一種事長

原

利弘